

葛飾区地域コミュニティ施設条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 2 月 27 日

葛飾区長

葛飾区条例第 1 号

葛飾区地域コミュニティ施設条例の一部を改正する条例

葛飾区地域コミュニティ施設条例（平成19年葛飾区条例第37号）の一部を次のように改正する。

第17条第 1 項に次の 1 号を加える。

(6) 前各号に掲げる者のほか、区長が適当と認める者

別表第 4 を次のように改める。

別表第 4 （第17条関係）

名称	使用区分	駐車時間30分まで	30分を超える駐車時間 30分までごとに
葛飾区地域 コミュニティ施設新小 岩地域活動 センター駐 車場	第17条第 1 項第 1 号 から第 5 号までに規 定する者	無料	100円
	第17条第 1 項第 6 号 に規定する者	600円	600円

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。